

筑波大学 社会・国際学群 国際総合学類

卒業論文

国籍とアイデンティティ

—スポーツ選手の国籍移動問題からの考察—

2013 年 1 月

氏 名：漆原 健太

学籍番号：200810366

指導教員：関根 久雄

目次

第1章 序論	1
1. 研究目的	1
2. 研究方法	2
第2章 労働移民としての帰化スポーツ選手	3
1. 帰化先の移民労働者社会	3
(1) エスニック集団とエスニック・アイデンティティ	3
(2) 欧米先進国の移民労働者社会：アメリカ	5
(3) 中東諸国の移民労働者社会：バーレーン	7
2. 帰化選手を取り巻く環境	9
(1) IOC および各国際スポーツ連盟における規定	9
(2) メディア・社会の見方	13
第3章 帰化選手の事例	16
1. 発展途上国から先進国へ	18
(1) ハリド・ハヌーチ	18
(2) ロペス・ロモンゴ	20
2. 中東諸国へ	24
(1) ラシド・ラムジ	24
(2) サイフ・サイード・シャヒーニ	25
3. 分析	26
第4章 結論	28
注	29
参考文献	31
Summary	35
謝辞	36

第1章 序論

1. 研究目的

現代、様々なスポーツにおいて、国籍を出身国から別の国へ移動したいいわゆる帰化選手が世界中で活躍している。例えば陸上競技では、古くは1980年代に活躍したベン・ジョンソンから、近年はオリンピックや世界選手権が行われる度に何人もの帰化選手がメダルを獲得するほどにその数は増加している。日本でも、お笑い芸人の猫ひろしが2011年11月にカンボジア国籍を取得し、2012年のロンドンオリンピックでのマラソン出場を目論んだことは一時大きな話題となった。またサッカーでは、中東のカタールやバーレーンの代表チームに多数の帰化選手が所属する光景が常態化してきているほか、ヨーロッパ・南米間でも選手の国籍移動が見られる。日本でも、ブラジルをはじめとする外国からの帰化選手が入れ替わりに活躍する姿がここ20年間でポピュラーとなっている。卓球に至っては、2012年のロンドンオリンピックにおいて計20ヶ国から男女40人もの中国出身の国籍変更選手が代表となり、国際卓球連盟（International Table Tennis Federation：以下ITTF）のアダム・シャララ会長が「スポーツにとって、いいことではない」と憂慮する事態にまでなっている¹ [YOMIURI ONLINE 2012]。アジアばかりでなく欧米諸国まで、大抵どの国と対戦しても中国人選手が出てくる光景は、筆者の目にも異様なものとして映った。

スポーツ選手達が帰化をする理由は様々である。出身国では代表争いが激しく世界大会への出場が難しいため、より良い生活環境や競技環境を得るため、出身国の内戦や治安悪化のため——各々が多様な事情を抱えて、他国へ帰化をしているのである。

また、帰化後の生活の仕方も多様である。帰化先の国にそのまま根付く選手もいれば、国籍を移すだけで生活やトレーニングの拠点は出身国のまま、帰化以前と何ら変わらない生活を送る選手もいる。後者に多いのは中東諸国に帰化した選手で、彼らは帰化先から多額の金銭を受け取って国籍を取得したとも言われている。中東諸国へアフリカなどから多数のスポーツ選手が帰化しているのは事実であり、国を挙げてのスポーツ強化政策の一環であると言える。

このようにスポーツ選手の帰化が一般的になってきていることには、賛否両論が上がっている。帰化先の国民に歓迎され、国を挙げた歓待を受ける選手もいれば、出身国・帰化先のメディアや大衆から冷ややかな目で見られたり、辛辣な言葉を浴びせられたりする選

手もいる。文化・社会的な視点で見れば、「彼らは自分のことをどちらの国の人間だと自覚しているのだろうか」という、アイデンティティへの疑問も浮かび上がってくる。また、スポーツ選手という職業をもって国を移動する移民労働者の 1 人ひとりとして彼らを捉え、グローバル化が進む現代世界において活発になっている国際労働移動のある 1 つの形とすることができよう。国を越えて移動し、帰化先の国民となってまで競技に参加し、また生きることを、彼らはどう感じているのだろうか。

以上の問題意識から、本稿では帰化スポーツ選手の国籍とアイデンティティに焦点を当てる。帰化選手の語りから帰化の事情や背景、帰化後の生活や競技、出身国・帰化先それぞれとの関わり方を読み取り、帰化という行動がスポーツ選手のアイデンティティにどのような影響を与えるのかを明らかにすることを、本稿の目的とする。

2. 研究方法

スポーツ選手の帰化、移民とそれを受け入れる国家・社会に関する文献・資料を中心に扱って研究する。また、帰化したスポーツ選手について書かれた文献、インタビュー記事、雑誌記事を事例研究のために利用する。必要に応じて、これらに関連する情報を得られるウェブサイト等も参照する。

第 2 章では、スポーツ選手の帰化先における移民労働者社会がどのようなものであるか、またスポーツ選手に特有である、国際スポーツ機関が定める規則との関わりや、メディアへの露出と大衆からの反応といった帰化選手を取り巻く環境について概観し、彼らが社会の中でどのような位置づけをなされているのかを明らかにする。第 3 章では、それを踏まえて自著やインタビューにおける帰化選手の語りを挙げ、彼らが出身国や帰化先の社会からどのような影響を受け、またそれを受けて自らについてどのように考えているのかを分析する。そして第 4 章をもって結論とする。

第2章 労働移民としての帰化スポーツ選手

1. 帰化先の移民労働者社会

本節では、本稿の焦点であるスポーツ選手のアイデンティティを定義し、スポーツ選手の帰化先における移民労働者社会がどのようなものであるかを概観する。

(1) エスニック集団とエスニック・アイデンティティ

まずは本項にて、エスニック集団とエスニック・アイデンティティという2つの語について定義しておく。

エスニック集団とは、広義には民族や部族、国民などのサブ概念を含む文化的・社会的人類集団の総称として用いられることもある。しかし、近年のエスニック研究（エスニック・スタディーズ）と呼ばれる分野で使われるエスニック集団はより限定された意味を持ち、1つの大きな社会、特に近・現代の国民社会（national society）の枠組みの中でのより小さな（下位の）集団、他と区別できる何らかの民族的な特色を持った住民集団について語る時に用いられる[山下 2008:13]。山下は、エスニック集団を「固有領域的エスニック集団」「移民エスニック集団」「先住民エスニック集団」の3つに類型化し、エスニック集団と言う時には暗黙に移民エスニック集団を考えていることが多いという²。エスニック集団について、本稿における定義としてはこの移民エスニック集団としての意味を採用する。

エスニック集団は、その構成員全員が一様な文化的特性を持っているわけではない。例えば日系アメリカ人を例にとると、基本的には英語を話すが、古い2世はかなり流暢に日本語を話すバイリンガルが多い。「帰米」と呼ばれる日本で教育を受けた人々は、むしろ日本語の方を第1言語としている。「新1世」と呼ばれる新しい移民たちも、当然日本語が母語である。宗教に関しても、各教派のキリスト教会に通う人、日本から伝来した西本願寺系などの仏教会のメンバー、あまり宗教に関心を示さない人など、様々である。1つのエスニック集団の存在にとって、文化的特性の共通性は必ずしも必要な条件ではない[山下 2008:17]と山下は指摘する。

近年のエスニック研究では、こうした客観的事実に代わって文化の中の主観的、心理的な現象に焦点が当てられるようになった。すなわち、ある集団を構成する人々が共通して

自分達はその集団の一員であると考えていることが、その集団の結合を保ち、その集団の認知に繋がるという考え方である。これをエスニック・アイデンティティという[山下 2008:17]。簡単な言い方をしてしまえば、エスニック・アイデンティティとは1人ひとりの自覚の問題なのである。

強いエスニック・アイデンティティは強いエスニックな結合を生み、具体的な集団結合への参入はそのアイデンティティをさらに強化する[山下 2008:18]。それが形になったものの1つが、エスニック・コミュニティである。代表的なものが、日本やアメリカをはじめ世界各地に点在するチャイナタウンである。そこには中国出身者または中国系移民という同一のエスニック集団に属する人々が集住し、中華料理店や中国系企業が立ち並ぶ。エスニック・コミュニティ内ではしばしば母国語、例えばチャイナタウンであれば中国語が話され、現地の言語を話せない人でも不自由なく日常生活を送ることができる。しかし、この集団内での生活の完結性が、地域社会での摩擦の原因ともなっている[定松 1996:79]。すなわち、エスニック・コミュニティは新たに移住する移民に安心感をもたらす存在である一方、彼らが移住先の人々や社会と接触する必要性をなくし、エスニック・コミュニティ内に閉じこもりがちになってしまう原因ともなっているのである。

もう1つ重要なのが、先に述べたエスニック・コミュニティの中で育つエスニック企業である。移民にとって重要なのは、エスニック企業での労働が一種の「オン・ザ・ジョブ・トレーニング」の役割を果たし、労働者のコミュニティの中での自立を可能にしている点である。特に中国系や韓国系では自営への独立志向が強く、一定期間、同郷出身者の下で働き、資本蓄積の後に独立するケースが多く見られるという[伊豫谷 1996:194]。エスニック・コミュニティは、公的な機関に代替して移民の社会的な受容の機能をも果たしてきたのである[伊豫谷 1996:196]。

さて、帰化スポーツ選手の話に立ち戻ると、彼らは一部を除いてはスポーツを既に職業としている状態で移住・帰化を行っているという点で、ここで述べるような一般的な移民労働者とは異なっていると言える。彼らの生活の中心はまさに競技であり、一般的な労働者とはかけ離れた日々の過ごし方をしている。また、次節でも触れるように、著名な選手ほどメディアへの露出は多く、その一挙手一投足が大衆の目に留まるという点も特徴的である。それを踏まえると、エスニック・アイデンティティを含むスポーツ選手のアイデンティティとは、大衆のそれとは少し離れた形で、出身国・帰化先それぞれの社会からの自分に対する反響を受けながら、どちらの国に、またどちらの社会に所属していると自覚し

ているのかということが1番の根幹となるのではないだろうか。

以上のことを踏まえ、次項からは、スポーツ選手の帰化先として主要な国々の中で、欧米先進国からアメリカ、中東諸国からバーレーンを代表例として挙げ、それぞれの移民労働者社会がどのようなものであるかを見ていくことにする。

(2) 欧米先進国の移民労働者社会：アメリカ

「人種のるつぼ」、また「人種のサラダボウル」という言葉にも表わされるように、アメリカ社会は今も昔も様々な国・地域から来る多くの移民によって支えられている。労働市場において、それは特に顕著である。

アメリカ労働市場の底辺への移民の供給段階は、ピオールによれば、(1) 初期の経済発展を支配した北西ヨーロッパからの「旧」移民の時期、(2) 19 世紀末から 20 世紀初めの南・東ヨーロッパからの「新」移民の時期、(3) とりわけ第 2 次世界大戦終了時から顕著になり 1960 年代初頭まで続く、国内移動およびプエルトリコとメキシコからの移住の開始の時期、(4) メキシコおよびカリブ海地域からの移住を中心とする 1960 年代後半と 1970 年代の「新」新移民期から構成されるという[駒井 1993:272]。

初期のアメリカでは、労働力不足が深刻化していた。そこでアフリカから多数の黒人奴隷が強制的に導入され、綿花プランテーションなどの労働力となった。黒人奴隷はプランテーション経済を支える存在となり、白人が多数派であるアメリカ社会において、アフリカ系黒人はエスニック集団となった[山下 2008:80]。

19 世紀になって西部開拓時代に入ると、その国家規模の拡大によって慢性的な労働力不足に直面したアメリカは、移民を積極的に受け入れた。異なる時代に異なる地域から到来した移民は、単純労働力として、また優秀な頭脳としてこの国の経済を支え、多様な文化を生み出してきた。この過程でエスニックな多様性が増大し、多くのエスニック集団が形成されることになった[山下 2008:81]。

アメリカ政府は 1920 年代から移民に関する法整備を行ってきたが、その法律の移り変わりに移民達は振り回されてきた歴史がある。1921 年に制定された最初の移民法ではビザの国別割当制（人口に占める出身国別の割合を基礎にして移民受け入れ枠を決める）が設けられ、以後 40 年余りに渡ってアメリカの移民規制の基本方式となった。しかし、この移民規制によって南西部の農業は労働力不足に陥り、それをカバーするためにブラセロ計画と

いうメキシコとの2国間契約労働協定が1942年に始まった。それでも契約労働者だけでは労働力の不足分を補えなかったため、労働者が合法的に入国したか否か、ビザを有しているか否か等は雇用時に問わないという雇用慣行が生まれ、定着していった。移民帰化局などの当局もこのような雇用慣行を黙認していた[井樋 2006:149]。こうして、メキシコ人の不法移民が大量にアメリカに流入し始めたのである。こうした不法移民に関する慣行は現在さらに広がりを見せており、伊豫谷は「不法滞在者の場合、公教育を受ける際に、法的な滞在資格を問われることはない。他の公共サービスの一部を受ける際にも、合法であるか否かは問題とならない場合がある[伊豫谷 1996:190]」と指摘する。

1960年代に公民権運動が活発化したことに伴い、人種差別撤廃の機運が高まる中で1965年に制定された移民法（ハート・セラー法）によって、国別割当制は廃止された。これにより、東アジアおよび東南アジアを送出地とする移民も大規模な流入を開始した[駒井 1993:273]。不法移民は増加の一途を辿り、これに対処する形で制定された1986年の改正移民法（シンプソン・マゾーリ法）では、年間5万4000人を受け入れの上限としてそれ以外の移民が禁止されたほか、不法移民の雇用主に対する処罰規定が初めて盛り込まれた。その後今日まで法改正やその議論は繰り返し行われているが、受け入れ数が拡大された以外は基本的に1986年法の方式が続いている。

そして現在、アメリカにおいて最も数が多い移民は、20世紀中頃から増加し始めたメキシコ人をはじめとするヒスパニック系である。ヒスパニック系人口は2010年時点で5047万人余り（アメリカ総人口の16.3%）を数え、2000年からの10年間で1500万人以上も増加して黒人人口を上回った。その6割を占めるのが、メキシコ人である³。アメリカの農業経営者にとって、彼らは季節労働者ということでコスト的にも魅力があったが、各年の契約更新により選別できる、統制しやすい労働力であった。さらに、彼らを米人労働者の代替物とすることで、西部の農業資本は米国人労働者の抵抗を抑圧し、その労組による組織化を妨げることができた[小井戸 1992:96]。メキシコ人労働者たちは、西部の農業をはじめとする産業にとって、単なる労働力不足の補完物ではなく、“外国人”と規定されながら西部社会にビルト・インされて、そのシステムの不可分の一部をなしていたのだった。[小井戸 1992:96]

一方、ヒスパニック系移民の中には先に述べたような不法移民が非常に多く、アメリカ社会における彼らの地位は黒人系よりも低い底辺にある。ヒスパニック系の中ではメキシコ人が最下層を占め、特に不法入国した者の地位は極めて低い[駒井 1993:276]。メキシコ

人の場合、アメリカ移民局への移民申請後、許可されるまでに要する期間は数年間であると言われている。そのため、移民の多くが、家族の誰かが先に移住し、生活の基盤が形成された後に他の家族構成員を次々と呼び寄せるといいういわゆる連鎖移民 (chain migration) 形態をとる。こうした場合、移民許可がおりる前に、オーバーステイなどによって不法移民としてアメリカ社会の中に入るのである[伊豫谷 1996:189]。アメリカは国籍について出生地主義を採用しているため、たとえ不法移民の子であっても、アメリカ国内で生まれさえすればアメリカ国籍を取得することができる。このような方法で、合法的な移民を創り出すための不法な移民が次々と行われているのである。

今日、移民労働者はほぼ無尽蔵の供給状態にある。それ故に、移民労働に対する需要がある場合、現代においては絶えず供給が需要を上回る。すなわち、ある移民労働者に対する需要があった場合、それをはるかに上回る移民が流入することになる[伊豫谷 1996:199]。

不法移民は、現代においては、移民政策の外にあるというよりは、むしろ積極的に創り出されてきている、といえるのではないかと[伊豫谷 1996:199]と、伊豫谷は指摘する。もちろん、不法移民の流入が、政策的に意図されて実施されていると言っているのではない。現代の産業構造・社会構造の変化こそが、不法移民の非公式化を不可避としているというのである。外国人労働者の権利の確立過程が不法移民の非公式化をもたらしてきているという現実、現代資本主義の皮肉な結果である。[伊豫谷 1996:200]

(3) 中東諸国の移民労働者社会：バーレーン

中東諸国が移民労働者を受け入れるようになったのは1970年代～1980年代以降のことであり、前項のアメリカと比べればその歴史は浅い。戦後間もない頃の国際社会における中東地域は、当初は西欧地域の「周辺」として、労働者を西欧諸国へと送り出す立場であった。そんな中東地域が現代において1つの中核的な役割を担うようになったのは、2度の石油危機がきっかけである。

1970年代の第1次石油危機を経た中東地域は、アラブ人イスラム教徒という同一エスニック集団から成る国際移住労働者を受け入れるアラブ中東地域の中核地域となった。1980年代の第2次石油危機の後の中東地域は、アラブ中東地域だけでなく南アジア地域はもちろん東アジアや東南アジア地域からも非アラブ人、非イスラム教徒である非同一エスニック集団の国際移住労働者も受け入れるアジア・中東地域の中核地域に転じた⁴[加納

1992:167]。

ところが、1990年代に入り中東情勢が悪化する中で勃発した湾岸戦争によって、中東地域への労働移動事情は一転する。非同一エスニック地域間における戦争地域に転化した中東地域は、アラブ中東地域という同一エスニック地域内から、そしてアジア・中東地域という非同一エスニック地域外からも、国際労働移動を遮断し排除することになった[加納 1992: 168]のである。1990年に、中東地域への国際移住労働者は450万人であると推定された。非同一エスニック地域間の戦争地域という様相をおびた中東地域において、国際労働移動は難民問題と化した[加納 1992:175]。

湾岸戦争終結後も、中東情勢は緊張と緩和を繰り返している。それでも、石油産業の持続可能性に対する不安などから中東諸国では様々な産業・事業の誘致が積極的に行われており、移民労働者は再び増加傾向にある。

さて、ペルシャ湾南部に位置する小さな島国バーレーンは、1971年に独立した新興国である。独立から10年ごとに約15万人ずつ、10年ごとの増加率が50%前後という急速な増加を20世紀末まで続けていた総人口だが、2000年代に入るとそれがさらに加速し、2001年から2010年の9年間で一気に2倍の123万人余りとなった⁵。2001年までは総人口に占める外国出身者の割合は30%台であったが、これも2000年代に入って急激に増加した。同じく2001年から2010年の9年間で外国出身者数は2.5倍以上の66万6172人となり、バーレーン人を上回って国民の過半数を占めるようになった⁶。加えて、労働力人口に占める移民労働者の割合も約77%と非常に高い[Human Rights Watch 2012]。なお、隣国のカタールでは外国出身者の割合はさらに高く、労働力人口で見ると147万人の内131万人、実に約90%が外国出身者である。

現国王が即位⁷した1999年から、バーレーンは様々な近代化政策を行ってきた。それについて、バーレーンに帰化した陸上競技選手ラシド・ラムジは次のように語る。

「シェイク・ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーファ国王が、前国王の死後99年3月に首長位を継承してから、近代化を進めたイメージアップ国策の1つです。02年には国名を「バーレーン王国」と改め、2院制国民議会を制定するなど、中東では最も近代化された国。国土が小さく、先が見えてきた石油産業から脱皮するための努力です。F1レース、バイクGPレースが中東で行われるのは今年で3年目。歌手のマイケル・ジャクソンらの著名人も住み始めており、観光事業なども手広くしている国です。」[望月 2006:191]

GDPの約30%を石油関連事業が占めるバーレーンだが、その石油は1970年頃から減り

始め、今後 20 年余りで完全に枯渇すると見られている[石油エネルギー技術センター 2012:1]。そのため、スポーツや観光など様々な事業の誘致を急いでいるのである。

2. 帰化選手を取り巻く環境

帰化選手は、帰化先の法律だけでなく、国際オリンピック委員会（International Olympic Committee：以下 IOC）や国際陸上競技連盟（International Association of Athletics Federations：以下 IAAF）が定める規定にも注意しなければならない。加えて、メディアへの露出も多い彼らは、帰化それ自体やそれに伴う様々な行動について、常にメディアや大衆の批評に曝される。本節では、IOC および IAAF が定める国籍に関する規定と、スポーツ選手の帰化に対するメディア等の見解を取り上げ、帰化選手を取り巻く環境を明らかにする。

（1）IOC および IAAF における規定

まず、IOC が定めるオリンピック憲章の中から、国籍に関する条項を見てみよう。

オリンピック憲章 規則 41 付属細則

1. 同時に 2 つ以上の国籍をもつ競技者は、自己の判断により、どちらの国を代表してもよい。しかし、オリンピック競技大会、大陸別競技大会または地域別競技大会、もしくは関係 IF⁸ が承認した世界選手権大会、もしくは地域選手権大会において、一方の国を代表した後はもう一つの国を代表することはできない。但し、国籍を変更した者もしくは新しい国籍を取得した者に適用される下記第 2 項で規定の諸条件を満たしている者は例外とする。
2. オリンピック競技大会、大陸別競技大会もしくは地域別競技大会、もしくは関連 IF が承認した世界選手権大会、もしくは地域選手権大会において、一方の国を代表した後で国籍を変更したり新しい国籍を取得したりした者は、当該競技者が前の国を代表して参加した最後の大会から少なくとも 3 年以上経っていることを条件として、自分の新しい国を代表してオリンピック競技大会に参加することができる。但し、この期間については

IOC 理事会が、個々の場合の事情を考慮して、NOC⁹ と関係 IF の同意を得て、短縮または解消することができる。

3. 属国、海外州や海外県、国や植民地が独立する場合、あるいは、国境の変更によってひとつの国が他の国に併合される場合、あるいは国が他の国と合併する場合、または、IOC によって新しい NOC が承認される場合には、競技者は引き続いて現在所属する国もしくは所属していた国を代表することができる。しかし、競技者は、本人が希望すれば、現在所属している国を代表するか、新しい NOC ができていればその NOC によってオリンピック競技大会にエントリーするかの選択ができる。但しこの特定の選択は 1 回しかできない。

日本オリンピック委員会 オリンピック憲章 2011 年版・日本語
(<http://www.joc.or.jp/olympism/chapter/pdf/olympiccharter2011.pdf>) より抜粋

規則 41 付属細則第 1 項は 2 重国籍を持つ選手についての規則、第 2 項は国籍を変更した選手についての規則である。特に第 2 項について、帰化先の代表選手となるには帰化以前の代表選手として出場した最後の大会から 3 年間を経過しなければならないという原則はあるものの、NOC や関係 IF にかなりの裁量権を与えている。

IAAF が帰化選手への規制に向けて動き出したのは、2003 年のことであった。同年 8 月の評議員会で、国籍変更選手の国際競技会出場に一定の歯止めをかける方針を決めた[陸上競技社 2003:127]のである。同月、ケニア出身の陸上競技選手ステファン・チェロノがカタール国籍を取得して名前もサイフ・サイド・シャヒーンと改名したことが、この評議員会で最もホットな話題であった。シャヒーンは直後の世界選手権でカタール代表選手として出場して優勝し、このことから対策の必要性が指摘されていたのだ。

現在、IAAF 競技会規則の国籍に関する条項は、以下のようになっている。

第 5 条 加盟団体代表となるための資格

2. 規則第 1 条 1 項 (a)、(b)、(c)、(f) または (g) に定められた国際競技会¹⁰に一度も競技したことのない競技者は、下記の条件を満たしていれば、規則第 1 条 1 項 (a)、(b)、(c)、(f) または (g) の国際競技会において、ある加盟団体を代表して競技する資格が

ある。

(a) 現在その国の市民であり、くだんの国際競技会からさかのぼる2年間市民であり続けた場合。

(b) 現在その地域の市民であり、かかる国際競技会からさかのぼる2年間、そのテリトリー（領土）を居住地として連続する2年間を経過した場合。

4. 規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)または(g)の国際競技会で、ある加盟団体を代表したことがある競技者は、以下の条件下においてのみ、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)または(g)の国際競技会で、他の加盟団体を代表して競技する資格（特に言及がなければ即時）を持つ。

(a) 加盟団体となっていた国またはテリトリー（領土）が他の国に併合され、その国がすでに加盟団体であるか、その後、加盟団体となる場合。

(b) 加盟団体となっていた国またはテリトリー（領土）が消滅し、競技者が、条約の批准によって、または、国際レベルでの承認によって新しくできた国の市民となり、その後、その国が加盟団体となるとき。

(c) 加盟団体となっていた国またはテリトリー（領土）に国内オリンピック委員会がなく、競技者が、宗主国の代表としてオリンピックに出場する資格を得たとき。この場合、オリンピックで宗主国の代表となったことは、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)および(g)の他の国際競技会でテリトリーを代表し競技を続けることの資格になんら影響はない。

(d) 新しい市民権を獲得したとき：この場合、競技者は、規則第1条1項(a)、(b)、(c)、(f)および(g)の国際競技会において、競技者の申請に基づく新しい市民権を取得してから3年間は、新しい加盟団体を代表して競技することはできない。ただし、3年という期間については、下記のとおり、短縮または取り消すことができる。

i 両加盟団体が合意した場合、当該期間を12カ月に短縮することができる。かかる期間の短縮は、両当事者の合意についての書面による通知をIAAF事務局が受け取った時点で有効となる。

ii ごく例外的なケースに限り、カウンシルの承認を得た上で当該期間を短縮または取り消すことができる。本件の申請は、かかる変更の対象となる国際競技会の30日前までに、関係する競技団体から書面でIAAF事務局に提出されなくてはならない。

(e) 二重の市民権：この場合、2 つ（またはそれ以上）の国または地域の市民権を有する競技者は、いずれかの加盟団体を選択して代表することができる。ただし、規則第 1 条 1 項 (a)、(b)、(c)、(f) および (g) の国際競技会において、その加盟団体を一度代表した場合、最初の加盟団体を最後に代表した日から 3 年間は、規則第 1 条 1 項 (a)、(b)、(c)、(f) および (g) の国際競技会において、その市民権を有する他の加盟団体を代表することはできない。ただし、この 3 年という期間は、下記のとおり、短縮または取り消すことができる。

- i 両加盟団体が合意した場合、当該期間を 12 カ月に短縮することができる。かかる期間の短縮は、両当事者の合意についての書面による通知（両当事者の署名を付したものを）を IAAF 事務局が受け取った時点で有効となる。
- ii ごく例外的なケースに限り、カウンスルの承認を得た上で当該期間を短縮または取り消すことができる。本件の申請は、かかる変更の対象となる国際競技会の 30 日前までに、関係する競技団体から書面で IAAF 事務局に提出されなくてはならない。

規則 5 条 4 (e) の適用は、二重国籍を持って生まれた競技者に制限される。新しい市民権を得た（例えば、結婚によって）という事実によって、元の市民権を放棄することなく 2 つ（またはそれ以上）の国または地域の市民権を有する競技者は規則 5 条 4 (d) の規程に従うものとする。

日本陸上競技連盟 陸上競技ルールブック 2012 国際陸上競技連盟競技会規則及び
国内適用 第 1 章 国際競技会及び日本国内競技会と出場資格
(<http://www.jaaf.or.jp/athlete/rule/pdf/1003.pdf>) より抜粋

第 5 条 2 項は今までに国際競技会に 1 度も出場したことがない選手についての規則、第 5 条 4 項はある国の代表選手として国際競技会に出場した後に何らかの事情で国籍が変わった選手、および 2 重（または多重）国籍を持つ選手についての規則である。今までに国際競技会に 1 度も出場したことがない選手は、第 5 条 2 項に則り、新たな国籍取得から 2 年間を経過するか、現地に連続して 2 年間居住していれば、その国の代表選手となることができる。どちらも満たしていない場合は、理事会に申請してそれが認められれば特例としてその期間を短縮または取り消すことができるというものである。ある国の代表選手とし

て国際競技会に出場した後に他の国の国籍を取得した選手は、第5条4項(d)に則り、新たな国籍取得から3年間(ただし、出身国・帰化先の国それぞれの陸上競技連盟が合意した場合は1年間)を経過すれば、その国の代表選手となることができる。それを満たしていない場合は、理事会に申請してそれが認められれば特例としてその期間を短縮または取り消すことができるというものである。

では、この規則を実際のケースに当てはめてみたい。2011年11月にカンボジア国籍を取得し、2012年7月から8月にかけて行われたロンドンオリンピックへの出場を目指した猫ひろし(本名:滝崎邦明)は、カンボジア陸上競技連盟の協力も虚しく、同オリンピックに出場することは叶わなかった。当時の規定は「国籍取得から1年間経過、または現地に連続して1年間居住」というものであったが、猫がカンボジア国籍を取得したのは先にも述べたように2011年11月であり、ロンドンオリンピック開催の時点では国籍取得から1年間未満である。また居住実績についても、連続して1年は住んでいなかった。そのためカンボジア陸上競技連盟は「特例」を申請していたが、IAAFは「特例に該当する理由がない」と拒否した[J-CASTテレビウォッチ 2012]のであった。

(2) 帰化選手に対するメディア・社会の見方

多数の選手が帰化する現状を、社会はどのように見ているのだろうか。本項では、帰化選手の帰化それ自体やその後の選手としての活動に対するメディアや大衆の反応を挙げていく。

2012年のロンドンオリンピックにイギリス代表として出場した、ティファニー・ポーターとシャナ・コックスという2人の選手がいる。彼女らは2人ともアメリカ生まれのアメリカ育ちでありながらも、ポーターは母親が、コックスは両親ともがイギリス生まれであるため、生まれた時からアメリカとイギリスの両方の国籍を持っていた。2人はそれぞれ必要な手続きを事前に完了し、正式にイギリス代表選手となった。地元開催のオリンピックでメダル獲得の期待も高まる場所であったが、アメリカからイギリスへ鞍替えしたのがオリンピック直前であったこともあり、2人への風当たりは強かった。ファンやメディアの中には「彼女たちが英国人としての誇りや忠誠から英国チームを選んだのではなく、米国よりも代表になるのが楽だからだ」、「いくらもらって英国代表になったんだろうな」、「彼らがメダルを取っても全くうれしくない」などと辛辣な意見を言う者もいた[スポーツナビ

2012]。果てには「Plastic Brits (えせイギリス人)」という呼ばれ方までされ、ポーターの記者会見において「イギリス国歌を歌ってみてくれ」とけしかけたイギリス人記者もいた。

前項で挙げた猫ひろしの例と合わせて、批判が起きるのは国籍変更が大会の「直前」に行われることであって、「直前」であることに当の選手と国の利害が表れるのだという[ダイヤモンド・オンライン 2012]。メダルが期待されるレベルの選手であったポーター・コックスの2人と、オリンピック参加標準記録には遠く及ばず特別枠での出場を狙っていた猫とを同じ土俵に上げて論じるのは適当ではないようにも見えるが、猫に関してもメダル争いとは関係はないものの利害は存在する。猫本人には純粋に五輪に出場したいという思いと、芸人としての箔もつくという狙いがあったと思われ、カンボジアのオリンピック委員会や陸上競技連盟も、猫を代表にすることで、競技会の協賛金が得られるなど、なんらかの恩恵を期待していたはずだ[ダイヤモンド・オンライン 2012]という指摘がある。

一方で、2008年の北京オリンピックにアメリカ代表として出場した元スーダン難民のロベス・ロモンゴは、アメリカ代表としての出場を国民に温かく祝福されていた。ロモンゴは同オリンピックにおいてアメリカ選手団の旗手を務めたのだが、旗手を選出する選手団内での投票において満場一致で選出されたというエピソードがある(3章にて後述)。

米国に帰化した選手が猫ひろしやポーター、コックスらと異なるのは、彼らには幼い頃に家族と移住もしくは政治的な理由で難民になり、米国で暮らさざるを得なかったなどの事情があるためだという[スポーツナビ 2012]。背景にそういった物語を持つ選手に、アメリカ人は惹かれる性格があるのではないだろうか。

中東に目を移すと、帰化選手に対する出身国と帰化先それぞれの反応が非常に対照的であることがわかる。ケニアからカタールに国籍を変更したサイフ・サイード・シャヒーンは、次のように語る。

「国籍を変更したときは、家族、親族、友達が真っ二つに別れて大騒ぎ。世界選手権で優勝したらケニアのメディアまで怒り出した。逆にカタールでは、ケニアでは絶対にありえない国賓待遇の歓迎を受けました。それは大変なもの！」[望月 2004:108]

また、モロッコからバーレーンに国籍を変更したラムジは、バーレーン代表として出場した世界選手権で2冠を達成した際、バーレーンでの反応については、

「これまで国際的な結果を残したことがなかったので大喜びです。ヘルシンキ世界選手権が終了後、バーレーンの王様は会議でモロッコに滞在中だったので謁見があったし、バーレーンに飛んでからも方々で大歓迎を受けました」[望月 2006:191]

と語る一方、出身国のモロッコ国内でも地元と全国とで反応が異なっていたことを、

「出身地のサフィ市では、僕の国籍がどこであろうが関係なく、町の人たちが心から祝福してくれました。しかし、全国紙では、モロッコ陸連の才能発掘、育成政策、才能海外流出などのあり方について、かなり厳しい批判記事が掲載されていた。」[望月 2006:190]

と語った。中東諸国へ帰化した選手は帰化先では歓迎される一方、出身国ではまるで裏切り者のように恨みを買ってしまうことがあるようだ。

また異なった視点での見方であるが、『『世界中から自分の帰属する国家を選べる』、グローバル化の中でそういう人が見られるようになりました』[安井 2011.9.11]というように、どの国の代表選手として国際大会に出場し、また競技生活を送るかを自由自在に選ぶことができるようになった選手の出現は、注目すべきことである。先に挙げたラムジやシャヒーン（彼も世界選手権で優勝経験があり、世界記録保持者でもある）のような選手は、文字通り世界トップの選手であるため、世界中のどの国へ行っても確実に代表選手になることができる。また、第 1 章で述べた中国出身の帰化卓球選手も、中国以外の国であればどこへ行ってもほぼ間違いなく代表選手になることができる実力を持つ選手達だ。グローバル化の中でスポーツ選手の帰化も一般的になったことで、スポーツ界の「高度人材」[安井 2011.9.11]という存在が確立されつつある。

帰化選手に対する社会の反応は、帰化の時期や事情・背景によって大きく異なってくるようである。これを踏まえ、帰化選手と出身国・帰化先それぞれの相互作用にも注目しながら、次章では彼らの語りを取り上げていく。

第3章 帰化選手の事例

ここ20年ほどの間に急速に増加してきている帰化選手であるが、世界トップレベルの陸上競技選手だけでもこれだけの数がある（以下参照）。類型としては、アフリカやカリブ海地域から欧米先進国への移籍、アフリカから中東諸国への移籍という2パターンに大別できる。

本章では、その中からユニークな事例である4選手の語りを、選手の自著とインタビュー記事から紹介する。そして、前章の内容を踏まえ、彼ら帰化選手と出身国・帰化先それぞれとの相互作用によって彼らのアイデンティティがどのように形作られているのかを分析する。

ティファニー・ポーター（アメリカ → イギリス）

2012 世界室内選手権 女子 60mH 2 位

シャナ・コックス（アメリカ → イギリス）

2012 ロンドンオリンピック 女子 400m 7 位、女子 4×400mR 5 位

ベン・ジョンソン（ジャマイカ → カナダ）

1987 世界選手権 男子 100m 1 位（ドーピング発覚により剥奪）

1988 ソウルオリンピック 男子 100m 1 位（ドーピング発覚により剥奪）

バーナード・ラガト（ケニア → アメリカ）

2007 世界選手権 男子 1500m 1 位、男子 5000m 1 位

2009 世界選手権 男子 1500m 3 位、男子 5000m 2 位

メブ・ケフレジギ（エチオピア → アメリカ）

2004 アテネオリンピック 男子マラソン 2 位

ロベス・ロモング（スーダン → アメリカ）

2008 北京オリンピック 男子 1500m 準決勝進出、アメリカ選手団旗手

ハリド・ハヌーチ（モロッコ → アメリカ）

1999 シカゴマラソン 1 位

2002 ロンドンマラソン 1 位

モハメド・ファラー (ソマリア → イギリス)

2011 世界選手権 男子 5000m 1 位、男子 10000m 2 位

2012 ロンドンオリンピック 男子 5000m 1 位、男子 10000m 1 位

ウィルソン・キプケテル (ケニア → デンマーク)

1995、1997、1999 世界選手権 男子 800m 1 位

グローリー・アロジエ (ナイジェリア → スペイン)

1999 世界選手権 女子 100mH 2 位

2000 シドニーオリンピック 女子 100mH 2 位

マリーン・オッティ (ジャマイカ → スロベニア)

1995 世界選手権 女子 100m 2 位、女子 200m 1 位

1996 アトランタオリンピック 女子 100m 2 位、女子 200m 2 位

サイフ・サイド・シャヒーン (ケニア → カタール)

2003、2005 世界選手権 男子 3000mSC 1 位

ムバラク・ハッサン・シャミ (ケニア → カタール)

2007 パリマラソン 1 位

2007 世界選手権 男子マラソン 2 位

フェミセウン・オグノデ (ナイジェリア → カタール)

2010 アジア大会 男子 200m 1 位、男子 400m 1 位

サミュエル・フランシス (ナイジェリア → カタール)

2007 アジア選手権 男子 100m 1 位 (アジア初の 9 秒台)

ユスフ・サード・カメル (ケニア → バーレーン)

2009 世界選手権 男子 800m 3 位、男子 1500m 1 位

ラシド・ラムジ (モロッコ → バーレーン)

2005 世界選手権 男子 800m 1 位、男子 1500m 1 位

2007 世界選手権 男子 1500m 2 位

エルバン・アベイレゲッセ (エチオピア → トルコ)

2007 世界選手権 女子 10000m 2 位

2008 北京オリンピック 女子 5000m 2 位、女子 10000m 2 位

1. 発展途上国から欧米先進国へ

まず本節では、発展途上国から欧米先進国への帰化選手として、ハリド・ハヌーチ、ロペス・ロモングの2人を紹介する。

(1) ハリド・ハヌーチ

ハヌーチは、2000年前後に活躍したマラソン選手である。世界3大マラソンの1つにも数えられているシカゴマラソンで1997年から2002年にかけて4回優勝して名を馳せ、世界新記録を2回塗り替えたことで知られている。

1971年12月、モロッコ北部のメクネスで生まれたハヌーチは、地元のクラブチームで本格的に陸上競技を始めた。国内大会では3000m、5000m クロスカントリー、10000m と次々に優勝し、首都ラバトのスポーツエリート国立陸上学校に1年間以上滞在、文字通りのエリートランナーであった。

転機が訪れたのは、1993年、地元の大学に在学中にアメリカのバッファローで行われたユニバーシアード（大学生の世界大会）で5000mに出場し、優勝した後のことであった。将来を有望視されたが、帰国してわずか1ヶ月半後、ユニバーシアードで知り合った医者の招きで再びバッファローに飛び立ったのである。3ヶ月間当地に滞在したが、冬になって豪雪のため満足に走れず、友人の紹介でニューヨークに移った。金が底を尽き、ブルックリンの友人のアパートを泊まり歩きながら、レバノン人が経営するレストランの下働きをした。当時フランス語は問題なく話せたが英語は全く話せず、不法労働者の足元を見られて、週72時間にもおよぶ労働を課せられた。稼ぎは120～140ドルで家賃も払えず、食べるのにやっとの生活だった[望月 2000:69]。

その後、メトロポリタン陸上競技協会の会長に会ったハヌーチは、彼の事務所で働かせてもらえることになった。正規の仕事に就くことができ、計画的にトレーニングができる環境を手に入れた。さらに1996年、ランナー仲間として良き相談役であった現在の妻サンドラと結婚した。サンドラは10歳上の「姉さん女房」で、家事、育児、コーチ、マネージャー、トレーナーなど一切を切り回している[望月 2000:70]。

アメリカに移り住んでからのハヌーチの練習コースは、ニューメキシコ州アルバカーキ郊外に位置する標高2000mの高地、イレナ・ガジャコス自然公園である。彼は必ずここで基礎の走り込み練習を開始するのだという[望月 2000:70]。

2000年5月2日、ハヌーチはアメリカ国籍を取得したのだが、これにモロッコのメディアは大騒ぎをした。国王が直々に家族に電話連絡し、国籍変更を思いとどませようとしたのだ。その後、一般市民からの脅迫電話も多数あったという。しかし、それに対してモロッコ陸上競技連盟が最も冷ややかな反応だったのは皮肉だ[望月 2000:84]。国賊呼ばわりさえされたが、ハヌーチは帰化申請意思を変えるつもりはなかった。

アメリカ国籍取得申請中の折、ハヌーチは次のように語った。

「生まれたのはモロッコだけど、ランナーとして育ててくれたのはアメリカだ。たくさんの友人の温かいサポートなくして今の僕はない。才能を開花するチャンスを与えてくれたアメリカに感謝したい。世話になった人たちに、少しでも恩返しをしたい。ただそれだけさ。アメリカのユニフォームを着て五輪に出場するのが夢だね。モロッコ国籍でシドニー五輪に出場することはありえない」[望月 2000:84]

シドニーオリンピック開催はアメリカ国籍取得のわずか4ヶ月後であったため、出場するためにはモロッコオリンピック委員会、IOC、IAAFの承認が必要であったが、アメリカ陸上競技連盟は「協力を惜しまない」と支援する方針を打ち出していた[陸上競技社 2000.6:123]。

念願のアメリカ国籍取得を果たしたハヌーチであったが、その翌日に記者会見に応じた彼は、喜びもそこそこに、時折涙を流しながら複雑な心境を吐露した。この時、シドニーオリンピックに向けての男子マラソン国内選考会が4日後に控えていたが、前月に出場したロンドンマラソンで左太ももを、それ以前の練習中に左足首を、それぞれ痛めていたのである。「米国人として五輪に出場」する夢を抱いてきた[陸上競技社 2000.6:123]というハヌーチの夢は、ここでは叶わなかったのだ。

アメリカ国籍取得後初のマラソンとなった2000年10月のシカゴマラソンでは、前年の2時間05分42秒（当時世界記録）には及ばないながらも優勝した。これについてハヌーチはこう語っている。

「米国人としてこのレースに勝ったことが自分にとって重要だ。シドニーで走れなかった時点で、シカゴで開く“もう1つの五輪”に行くことを決めたんだ」[陸上競技社 2000.12:174]

ハヌーチは、生活拠点とエスニック・アイデンティティこそアメリカに寄っていると見られるが、一方で食事に関してはモロッコにいた頃からのイスラム教の教えを厳格に守っている。友人であり、練習パートナーと料理人を兼ねるラシッド・タバリは、ハヌーチについて次のように語る。

「食事も『ハラール』を好む。(注：イスラム教徒が不浄とされるものは食べない。たとえば肉などはイスラム教の伝統的な儀式にもとづいて食用にされたものだけ口にする)。ウサギの料理も土鍋でタジーン(モロッコの郷土料理)のようなものを好むね」[望月 2003:116]

2002年12月、ハヌーチはアメリカ陸上競技連盟最高のペースセッター賞を受賞した。個人での受賞は異例のケースだが、2年連続で世界最高を樹立した抜群の功績が評価された[陸上競技社 2003.2:179]。シドニーオリンピック出場を目指していた時の協力姿勢と合わせて、ハヌーチとアメリカ陸上競技連盟の関係は良好であると言えるだろう。

(2) ロベス・ロモング

ロベス・ロモングは、スーダン内戦の中で難民となり、自力で脱出してアメリカに渡ってアスリートになったという珍しい選手である。彼の自著『RUNNING FOR MY LIFE』には、その数奇な半生が綴られている。

スーダンの非常に貧しい村 Kimotong で家族とともに暮らしていたロモングは、6歳の頃のある日、通っていた教会を突如襲った反政府軍の兵士によって他の子ども達と共に連れ去られてしまった。連れて行かれた場所は反乱軍の兵士を養成するキャンプで、劣悪な環境での生活を突然に強いられることとなった。砂が混ぜられたドロドロのモロコシ粥しか食べるものが与えられなかったり、用を足しに外に出ようとした子が兵士にリンチを受けたり、朝起きたら横で他の子が死んでいたり、ロモングは幼いながらにして凄惨な光景を体験した。

兵士養成キャンプに監禁されてから3週間後、ロモングは同じ村出身の年上の子3人から、一緒に脱走することを持ちかけられた。新月の夜、フェンスの穴を潜って兵士養成キャンプを脱出したロモングら4人は、炎天下のサバンナを3日3晩走り続けた。村に帰って母と再会することを目指し、足が血まみれになりながら必死に走り続けていた一行だったが、たどり着いた先はなんとケニアとの国境であった。ケニアの国境警備兵に保護され、4人はケニア北西部の町カクマにある UNHCR の難民キャンプに移された。

カクマでの生活は、そこから10年間に渡った。ロモングとともに兵士養成キャンプから脱走した3人は、難民キャンプに着いてから3週間後のある日忽然と姿を消してしまった(現在も消息不明)。当時 Buya という部族の言葉しか話せなかったロモングは、スワヒリ語を話すケニアの難民の子ども達に囲まれて暮らすことになったが、持ち前の人懐っこさ

と献身的な性格でケニアの子ども達との集団生活に馴染んでいった。

カクマでの子ども達の楽しみは、専らサッカーであった。ロモングも仲間達と共に毎日サッカーを楽しんでいたが、難民キャンプで暮らす人は次第に増え、サッカーをする場所はどんどん狭くなってしまっていた。子ども達はこの問題を解決するため、「サッカーをする前にキャンプ外周を 1 周走り、それを終えた子から順にサッカーに参加できる」というルールを設けることにした。キャンプ外周の距離は、なんと 30km。しかしロモングはこのランニングが好きであった。

カクマでの生活が 9 年を超えた 2000 年夏、ロモングは初めてオリンピックという言葉に耳にする。キャンプ近くの農家の人がオリンピックを見せてくれると言うのを聞き、ロモングは何のことであるかわからないまま、仲間達とその農家へ向かう。そこで目にしたのは、初めて見る白黒テレビに映る伝説のスプリンター、マイケル・ジョンソンであった。ジョンソンの走り、金メダルを手にして涙を流す姿を見て、ロモングはアメリカ人としてオリンピックに出場することを夢見始めた。カクマのキャンプ内で完結していた彼の生活に、マイケル・ジョンソンは新しい世界を開いたのであった。

「I would be an Olympian. Moreover, I wanted to run with those same three letters across my chest: USA. I wanted to be like Michael Johnson」 [Lomong 2012:55]

「With every step, I saw Michael Johnson; I saw the Olympics; I saw myself running for the USA」 [Lomong 2012:56]

その年の秋、ロモングに転機が訪れた。アメリカが、カクマに住む 3500 人の難民を永住者として受け入れることになったのである。それはロモングにとって、カクマでの生活から脱却するだけでなく、オリンピック出場という目標に近づく絶好のチャンスであった。それに応募するには、英語で自分のことについてのエッセイを書くという書類選考を経なければならなかった。英語が何 1 つわからないロモングだったが、仲間達の力を借り、たどたどしい文章ながらも自らの過去について懸命に書き綴った。ロモングは選考を通過し、アメリカへ渡った。

2001 年夏、ニューヨーク州シラキューズのロバート・ロジャース、バーバラ・ロジャース夫妻の家庭に迎え入れられたロモングは、それまでの彼にとっては考えられないような裕福な生活を送り始めた。アメリカ生活 2 日目にして早速、カクマでの習慣であった 30km 走に出て夫妻を驚かせたロモングは、タリー高校のクロスカントリーチームでコーチを務めるジム・パッキアにスカウトを受け、アメリカでの陸上競技生活を始めた。

ロモングの英語力は、アメリカに着いた当初は聞かれたことの意味がわからず取りあえず「Yes」としか答えられないほどだったが、夏休みの間に必死に習得した。また、バーバラのおかげでタリー高校に ESL (English as a Second Language) プログラムもでき、ロモングは高校へ入学した。ある日、歴史の先生にジェシー・オーエンス (1936 年のベルリンオリンピックで 4 冠を達成したアメリカの黒人陸上競技選手) の本を紹介された。その本を読んだロモングは感銘を受け、それについて次のように述べている。

「I was going to compete in the Olympics, but I would do more than compete. I would use success as a runner to make a difference in the lives of others」 [Lomong 2012:101]

高校生活 3 週目の 2001 年 9 月 11 日、同時多発テロ事件が発生した。翌日、高校では「United We Stand」という言葉が星条旗と共にプリントされた T シャツが売られ、皆がそれを着ていた。この時ロモングはアメリカ人が持つ愛国心と祖国への誇りに気づかされ、自らのアメリカ人としての自覚を深めた。

「I would not become a citizen of the United States until 2007, which was the earliest I could become a citizen, but after September 11, I was an American. The terrorists' attacks bounded the country together, and it made me a part of it as well. This new place was now my home, a home I loved and was proud of, a home I hoped to represent someday and make my home proud of me as well」 [Lomong 2012:107]

高校生活を通して数々の大きな大会で活躍していたロモングは、多くの名門校からスカウトを受けていた。2008 年のオリンピックのオリンピックを目指すという目標を掲げていた彼は、悩んだ末にノーザン・アリゾナ大学へ進学した。2007 年 6 月に全米学生選手権で男子 1500m に出場して優勝した翌月、ついにロモングはアメリカ市民権を取得した。

テレビ局の計らいでアフリカにて¹¹ 両親との再会を果たしたロモングは、アメリカに戻り、大学在学中ながらもプロに転向した。アメリカでの生活が始まって以来、ロジャース夫妻の送金のおかげで母や父の暮らし向きは良くなっていたのだが、この頃からロモングは、自ら稼いだ金で両親やスーダンの人々を助けるということを考えていた。

「But now it is time for me to support myself and to support my family in Sudan」 [Lomong 2012:151]

「Running for the United States on sports' biggest stage would give me a larger platform on which to raise awareness for Sudan and to make a difference for the people there. I also saw this as my chance to give something back to the country that took me in and made me a citizen when I had no

home」 [Lomong 2012:160]

ロモングはオリンピック代表選考会において男子 1500m で 3 位に入賞し、念願であった北京オリンピックへの出場権を得た。そしてオリンピック直前、選手団旗手を決める投票において異例の事態が起こった。選手団旗手は、各競技の選手団のキャプテンが集まってその中から投票で選出するという方式であったが、陸上競技選手団のキャプテンを決める投票において、他の推薦候補が全員ロモングを推すと言って辞退し、満場一致でロモングに決まったのだ。その後、各競技のキャプテンが集まっての投票でも、例年は数回の投票を経るところが 2 回目で彼に決定した。他競技のキャプテンの中には、「陸上競技のキャプテンがロモングでなかったら、自分自身に投票していた」と言ってロモングを推す者もいた。

「I am no longer a lost boy or an orphan. The flag in my hand is my identity; it is who I am now and who I never was before」 [Lomong 2012:178]

オリンピックでは準決勝で惜しくも敗退したが、その善戦ぶりはアフリカに残る両親やロジャース夫妻など、ロモングが関わってきた人々に大きな感動を与えた。

その後ロモングは大学を卒業し、ロベス・ロモング財団を設立して NGO の World Vision と共同で「4 South Sudan」プロジェクトを始動した。このプロジェクトは、南スーダンの人々の生活を改善するために必要な 4 つのニーズ、すなわち水、医療、教育、栄養を充足させることを目的としている。

このロモングの自著を通して顕著に表れているのは、彼のアメリカ人としての意識の強さである。これは随所に引用した彼自身の言葉からも明らかであり、カクマで初めてマイケル・ジョンソンの走りを観戦した時から、アメリカに渡り同時多発テロを経験した時、さらに北京オリンピックのアメリカ選手団旗手を務めて現在に至るまで変わっていない。さらに、上記では割愛したが、旗手に選出された後にバスケットボール代表コーチのマイク・シャシェフスキーから「アメリカ人であるとはどういうことなのか、このジャージを着るとはどういうことなのかを、うちのチームのみんなに話してやってほしい」と頼まれたというエピソードがある。

一方で、ロモングは決して故郷の南スーダンを見捨ててはいない。「4 South Sudan」プロジェクトこそがその根拠である。家族を愛するだけでなく、カクマで 10 年間を共にした仲間達や、南スーダンで内戦や低水準の生活に苦しむ人々のことを、ロモングはずっと考えて生きてきているのである。

2. 中東諸国へ

続いて、中東諸国への帰化選手として、ラシド・ラムジ、サイフ・サイード・シャヒーンの2人を紹介する。

(1) ラシド・ラムジ

1999年、チュニジアで行われたアフリカ・ジュニア選手権において、ラムジは頭角を現した。男子1500mに出場し、10代にして3分47秒13の好タイムで準優勝したのだ。将来を嘱望されていたラムジだが、生活不安からその目は海外に向けられていた。

「あの程度の結果なら何も役立たない。モロッコで職を探すのは本当に難しいのです。将来性のないモロッコでは生活が不安定だった」[望月 2006:189]

友人の勧めにより、ラムジは2001年12月にバーレーン軍に入隊し、バーレーン国籍も取得した。

「モロッコの不安定な生活よりはるかに恵まれていた。バーレーン軍隊に入隊すれば、月給が750ドル(約8万4000円)を支給されて練習に専念、すぐに国籍も取得できるという条件だった。不安なく選手生活が続けられる環境は申し分がない。モロッコでは月給200ドル(約2万4000円)の職を探すのも容易ではありません」[望月 2006:190]

最初の数ヶ月は兵士としての訓練を受けたが、その後は完全にトレーニングに専念することができたという。これは国策の1つであるという[望月 2006:190]。

2002年のアジア大会で男子800m、男子1500mの2種目で優勝してその名を世界に轟かせると、2005年にはフィンランドのヘルシンキで行われた世界選手権においても男子800m、男子1500mで2冠を達成した。この時のモロッコ、バーレーンそれぞれでの反応は、前章第2節第2項で述べた通りである。

バーレーンでは国賓並みの待遇を受け、モロッコでも地元では純粹に祝福されたラムジだが、自身のアイデンティティについては確固たるものを持っている。

「僕は便宜上、バーレーン国籍で競技を続けているが、心はモロッコ人。これは変わるものではありません」[望月 2006:190]

「バーレーンの夏は猛暑で湿気が高く、普通の練習、高地練習もできないので、その季節になるとモロッコで練習する」[望月 2006:190]

心の拠り所もトレーニングの拠点もモロッコから動くことはない、ラムジは明言して

いる。それでも、バーレーン人選手として活躍する限り、バーレーンの人々からは自国の英雄として扱われ続けるのだろう。

(2) サイフ・サイード・シャヒーン

2003年6月、ケニアの新星ステファン・チェロノは世界をあっと言わせた。IAAF スーパーグランプリ（現在の IAAF ダイヤモンドリーグ）において、1990年代中頃から中距離界で長らく最強を誇っていたモロッコのヒシャム・エルゲルージを男子 5000m にて打ち負かしたのだ。当時世界歴代3位の12分48秒81という素晴らしいタイムを叩き出した弱冠20歳のチェロノは、そのわずか2ヶ月後にさらに世界を驚かせる行動に出た。ケニアからカタールに国籍を変更し、自身の名前もイスラム国であるカタールに馴染むためにサイフ・サイード・シャヒーンと改称してしまったのである。

ケニア期待の若手が戸籍上ではまるで別人のようになってしまったこの国籍変更が起こした騒動は前章第2節第2項で述べた通りであるが、ケニアで何を賣められたのかとの問いに、チェロノ改めシャヒーンは次のように語った。

「結局、いくらもらったかに尽きる。お金に嫉妬しているのさ。ケニアに帰って来てから最初の2ヵ月は、物騒なので朝早くから家を出て、夜遅くまで友人宅に雲隠れしているような生活。家にいれば、なんらかの理由をつけて大勢の人が押し寄せてくる。お金をタカリにくるのさ。ケニアは5ドルもらっただけでも人を殺しかねないところだからね。危なくて仕方ない。僕はまだ若い。自分の人生を決めるのは、自分自身の責任ですよ。好きなようにしたいな」[望月 2004:108]

シャヒーンの国籍変更によくの見返りがあったことは事実だった。彼がケニアからカタールに籍を移す見返りに、カタール政府はケニアのモンバサとエルドレットかイテンのどちらか、合計2ヶ所に国際大会を開催できるスタジアムを建設、提供すると申し出ていたという[望月 2004:109]。

「要するに、僕の国籍変更はケニアとカタール陸連が、多方面に合意して実現したものです。国籍変更なんて、自分1人でできる問題じゃあないんですよ。そんな背景がケニアの新聞で公表されると、国民感情も相当静まりましたね」[望月 2004:109]

国家規模の騒動を起こした渦中にいながらも、シャヒーンはマイペースを崩さない。

カタール国籍取得直後、同月中である2003年8月にパリで行われた世界選手権では3000m

障害に出場し、8分04秒39（当時アジア新記録）で優勝した。ケニア出身者としてアジアの歴代頂点に立ちながら、ケニアがそれまで10年間以上守っていた世界選手権3000m障害の王座をカタール人として奪い取るという離れ業をやったのけたのである。新たな母国ではヒーロー誕生に大歓迎を受けた[望月 2004:108]一方、故郷ケニアを敵に回す形になってしまった。それでもシャヒーンは、

「まあ、ある程度の国民感情は理解できますが、それはスポーツの上での話」[望月 2004:109]

と、なおも冷静だった。

その後も、シャヒーンの待遇はとにかく恵まれていた。カタール陸上競技連盟にコーチを探してくれるように依頼すると、これまで数々の有力選手を育成してきているイタリアのレナト・カノヴァを呼び寄せ、カタール長距離ヘッドコーチに就任した。カタール陸上競技連盟がアテネオリンピックへの調整に向けて計画した合宿練習も豪華すぎるほどの待遇で、カノヴァはその内容を語った。

「カタール陸連は、スイスのサンモリッツで約2ヵ月の高地練習を計画しています。4つ星ホテルに自前のコックをつけ、陸連は選手1人に1日80ドル（9000円弱）の小遣いを支給します。待遇がすばらしい。もちろん、スティーヴも合宿練習に参加します」[望月 2004:110]

シャヒーンは自身のことについて、他にも数点語っている。生活拠点については、

「住居を変える予定はなし！ここの練習環境はベスト。あの暑くて湿度の高いカタールに住む気はない。ただ、面倒なのは国籍を変えたので、いまのところケニアに滞在し続けられるのは3ヵ月。3ヵ月に1度、国外に出なければならぬんです」[望月 2004:109]

と、トレーニングの観点からもケニアで生活する姿勢を崩さない。改称した自らの名前について、どちらで呼ばれる方が良いのかと聞かれると、

「ウー、ここでは『スティーヴ』、カタールでは『シャヒーン』がいいね」[望月 2004:109]

と、それぞれの名前に対する思い入れは半々といった感じであった。

3. 分析

以上の4選手の事例から、彼らのアイデンティティについて分析する。

前半のハヌーチ、ロモンゴの2人には、いくつかの共通点が見られる。すなわち、生活

拠点がはっきり帰化先（アメリカ）であり、帰化先の国民としての意識を強く持っていること、一方で出身国のことを忘れ、見捨てたわけでは決していないことだ。ロモングは競技者を志した時から両親や故郷南スーダンに暮らす人々を助けることをずっと考えて生きてきたし、ハヌーチは食事に関して故郷モロッコの国教であるイスラムの教えに忠実である。

後半のラムジ、シャヒーンの 2 人に関しても、共通する部分は大きい。すなわち、帰化先から非常に恵まれた待遇を受けての国籍変更であり、帰化後の活躍にも国を挙げての歓待を受けている点、出身国の社会からは帰化したことを激しく非難された点、そして生活・トレーニングの拠点は出身国に保ち、帰化先に住むつもりはないという点だ。このことからすると、両者共にエスニック・アイデンティティは出身国寄りであるようにも思えるが、ラムジはそうのように明言している一方、シャヒーンはどちらともつかない発言も見られた。これは、インタビュー当時のシャヒーンがまだ帰化から間もない頃であったことも原因の 1 つではないかと考えられる。

4 人の内、帰化以前から陸上競技に取り組み、大会等で実績を出していたのはロモング以外の 3 人であるが、3 人とも出身国の陸上競技連盟や大衆からの印象は悪くなってしまうている。やはり、国にとって貴重なスター的存在が他国の手へ渡ってしまうことは、その国の社会にとってはあまり喜ばしくないことなのであろう。一方で、そのことについて当の本人が心を痛めているとは必ずしも言えない様子であった。世界トップクラスの選手にとっては、既に離れた出身国における自分の評判には、あまり関心を持たないことなのかもしれない。

そして、4 人ともに共通していることは、帰化先の社会からは好意的に受け入れられていることだ。中東へ渡ったラムジ、シャヒーンの 2 人はいずれも国賓待遇の歓待を受け、ロモングもオリンピックで選手団旗手を務め、また日常生活においても周囲の人々の優しさに恵まれた生活を送っていた。ハヌーチに関してはあまり多くの言及はなかったが、少なくともアメリカ陸上競技連盟からは好感を持たれる存在であった。

総括すると、帰化選手は帰化先においては概ね歓迎を受け、出身国の社会においては非難を受けてしまう傾向がある。欧米先進国への帰化選手は帰化先の国民意識を強く持つ一方、中東諸国への帰化選手はトレーニング環境の観点からも帰化先に居住して根付くことは少なく、帰化先で大きな歓待を受けながらも至ってマイペースを崩さずに競技に打ち込んでいると言えよう。

第4章 結論

前章での分析で、4人の帰化選手の事例から導き出された共通点は、筆者の予想とは少し異なっていた。例えば中東諸国においては、それまで国際大会で実績を出したことの無いような競技の選手がどこからともなくやってきて、突然金メダルがもたらされることになる。それまで国としてあまり関わりがなかった競技における金メダルの価値を、大衆が理解しているのかどうかについては、いささか疑問であった。しかしながら、中東諸国に帰化した選手が受けていた歓待ぶりが示すものは、その疑問を意に介さないほどの大きな帰化選手のスター性であると言ってもよいだろう。

一方で、出身国の社会から非難を受ける傾向が強かったことは、危惧すべきことである。例えば選手自身はその評判に耳を傾けなかったとしても、帰化によって優秀な選手、スター性のある選手が次々と他国へ引き抜かれていく事態が今後さらに進めば、スポーツに関する世界的な関心が低くなってしまう恐れがある。それは結果的に、そのスポーツにとっては悪影響となってしまう。

選手個人ごとの帰化事情は十人十色であるとはいえ、第2章第2節第2項で挙げたように、スポーツ選手の帰化が常態化していることを必ずしも良いことであると考えない人は多くいる。

2つの世界大戦による中断や、東西冷戦によるボイコット問題など、オリンピックはいつも時代時代の社会情勢に左右され、そのたびに「あるべき姿」が問い直されてきたという¹²。グローバリゼーションが進み、「国を代表する」という概念自体が揺らぎ始めている今こそ、国際大会におけるスポーツのあり方を問い直すべきなのではないだろうか。

注

- 1) シャララ氏は「中国出身の選手が、それぞれの国のレベルを高めてくれればいいのだが、そうっていない事例が多い」とも指摘している。ITTF は 2008 年から、国籍変更に伴う出場制限の規定を設けている。
- 2) エスニック集団の類型化について、山下は「もともと一定の地理的空間に居住していた地域集団がその固有領域やその特性を維持したまま近・現代の国家形成やその拡大、あるいは国境の変動に呑み込まれてエスニック集団化する場合と、移民や難民など人々の移住を契機として累積的に生成したエスニック集団とを区別する方向で議論が進んできた」[山下 2008:15]とし、この二大類型に、後続の強大な移住民やマジョリティである国民に圧迫され、ときに固有の領域を追われ、空間的にも社会的にも周縁化して新しいエスニシティを帯びるに至った先住民の場合を加えて三大類型とした[山下 2008:15]。
- 3) United States Census Bureau 『2010 Census』 (<http://www.census.gov/2010census/data>)、および『2000 Census』 (<http://www.census.gov/main/www/cen2000.html>) より。2010 年現在、アメリカ合衆国の総人口は 3 億 874 万 5538 人、その内ヒスパニック系が 5047 万 7594 人(内、メキシコ人が 3179 万 8258 人)、黒人系が 4202 万 0743 人となっている。なお、黒人系は純血・混血の両方を含む数値である。
- 4) 1980 年代から非同一エスニック集団の労働者を受け入れるようになった理由として、加納は①中東地域がアラブ人イスラム教徒という同一エスニック集団だけでは中東産油国の労働需要を満たせず、労働需要を満たすにはアラブ中東という地域を超えざるをえなかったため、②中東産油国は低賃金で高い生産性という経済効率を、非アラブ人、非イスラム教徒であるアジア人に求めたため、③優先的に受け入れた同一エスニック集団であるアラブ人が潜在的にもつ当該国民との同一化期待が、受け入れ国による「国家主権」の行使に制約をもたらすかもしれない可能性を早目に回避しようとした(受け入れへの「国家の選択的介入」によって、「主権の溶解」を回避しようとした)ため、という 3 つを挙げて説明している[加納 1992:167]。
- 5) Kingdom of Bahrain Central Informatics Organisation 『Basic Results Population, Housing, Buildings & Establishments Census』 (http://www.cio.gov.bh/CIO_ENG/English/Publications/Census/English-Book-2001.pdf) より。

- 6) Kingdom of Bahrain Central Informatics Organisation 『Population by Governorate and Nationality Groups — 2010 Census』

(http://www.cio.gov.bh/cio_ara/English/Publications/Census/Population/3_1.pdf) より。

- 7) ハマド・ビン・イーサ・アール・ハリーファが国王に即位したのは、厳密には 2002 年に王制へ移行した時である。まず 1999 年に前首長の父イーサ・ビン・サルマーン・アール・ハリーファの死を受けて首長位を継承し、その後首長制から王制への移行により首長から国王となった。
- 8) IF：国際競技連盟。関係 IF とは、例えば陸上競技であれば IAAF（国際陸上競技連盟）、サッカーであれば FIFA（国際サッカー連盟）を指す。
- 9) NOC：国内または地域オリンピック委員会。例えば、日本であれば JOC（日本オリンピック委員会）を指す。
- 10) ワールド・アスレティック・シリーズ、オリンピック、世界選手権、地域選手権などを指す。
- 11) ロモングの母は、ロモングを探してカクマを訪れていた。それはロモングがアメリカへ移り住んだ後のことであったが、その後ロジャース夫妻による支援を受けて息子の内 2 人を連れてケニアで暮らし、父と残りの子ども達は南スーダンに残っていた。
- 12) 日本オリンピック委員会 「クーベルタンとオリンピズム」
(<http://www.joc.or.jp/olympism/coubertin/>) より。

参考文献

Lopez Lomong

- 2012 『RUNNING FOR MY LIFE —One Lost Boy's Journey from the Killing Fields of Sudan to the Olympic Games—』、Thomas Nelson。

井樋 三枝子

- 2006 「包括的移民制度改革法案の審議 —『非合法移民』をどうするか—」 『外国の立法』229: 147-158
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/229/022906.pdf> (2013/1/13 参照)。

伊豫谷 登士翁

- 1996 「アメリカにおける移民の非公式化と地方労働市場 —『不法移民』の制度化」
宮島 喬・梶田 孝道編『外国人労働者から市民へ』187-204、有斐閣。

加納 弘勝

- 1992 「中東地域の国際労働移動と移民政策」 百瀬 宏・小倉 充夫編『現代国家と移民労働者』167-191、有信堂高文社。

小井戸 彰宏

- 1992 「メキシコ系『非合法』移民労働者とアメリカ国家」 百瀬 宏・小倉 充夫編『現代国家と移民労働者』89-118、有信堂高文社。

駒井 洋

- 1993 『外国人労働者定住への道』、明石書店。

定松 文

- 1996 「家族問題 一定住外国人の家族生活と地域社会」 宮島 喬・梶田 孝道編『外国人労働者から市民へ』65-82、有斐閣。

望月 次朗

- 2000 「スポットライト ハリド・ハヌーチ ニューミレニアム・ランナー 夢の 2 時間 3 分台に挑戦!？」 『月刊陸上競技 2000 年 3 月号』 67-71, 83-85、講談社。
- 2003 「ハリド・ハヌーチ メキシコの高地で「ロンドン」への走り込み」 『月刊陸上競技 2003 年 4 月号』 114-116、講談社。
- 2004 「Kenya Runners Interview 5 サイフ・サイード・シャヒーン」 『月刊陸上競技 2004 年 4 月号』 108-110、講談社。
- 2006 「静かなる中距離の雄 ラシド・ラムジ」 『月刊陸上競技 2006 年 7 月号』 187-194、講談社。

山下 清海

- 2008 『エスニック・ワールド 世界と日本のエスニック社会』、明石書店。

陸上競技社

- 2000 『月刊陸上競技 2000 年 6 月号』、講談社。
- 2000 『月刊陸上競技 2000 年 12 月号』、講談社。
- 2003 『月刊陸上競技 2003 年 2 月号』、講談社。
- 2003 『月刊陸上競技 2003 年 10 月号』、講談社。

Human Rights Watch

- 2012 年 10 月 1 日記事 『バーレーン：改革後もなお続く 移民労働者への人権侵害』
<http://www.hrw.org/ja/news/2012/10/01-0> (2013/1/13 参照)。

J-CAST テレビウォッチ

- 2012 年 5 月 9 日記事 『猫ひろしロンドン五輪「失格」国際陸連が申請拒否』
<http://www.j-cast.com/tv/2012/05/09131473.html>

Kingdom of Bahrain Central Informatics Organisation

http://www.cio.gov.bh/cio_eng/default.aspx (2013/1/13 参照)。

Qatar Statistics Authority

<http://www.qsa.gov.qa/eng> (2013/1/13 参照)。

United States Census Bureau

<http://www.census.gov> (2013/1/13 参照)。

YOMIURI ONLINE

2012 年 8 月 8 日記事 『20 カ国に中国出身選手、国際卓球連盟会長憂慮』

<http://www.yomiuri.co.jp/olympic/2012/news/ballgame/tabletennis/1/20120808-OYT1T00897.htm> (2013/1/13 参照)。

スポーツナビ

2012 年 4 月 11 日記事 『猫ひろし、中東、英国……国籍変更で問われる問題点 五輪を前に増加する帰化選手たち』

<http://sportsnavi.yahoo.co.jp/other/athletic/text/201204110002-spnavi.html> (2013/1/13 参照)。

石油エネルギー技術センター

2012 『中東諸国のエネルギー産業の現状(第2回) ～バーレーン、カタール、UAE、オマーン、イエメン～』

http://www.pecj.or.jp/japanese/minireport/pdf/H21_2011/2011-027.pdf (2013/1/13 参照)。

日本オリンピック委員会 『オリンピック憲章 2011 年版・日本語』

<http://www.joc.or.jp/olympism/chapter/pdf/olympiccharter2011.pdf> (2013/1/13 参照)。

日本陸上競技連盟 『陸上競技ルールブック 2012』

<http://www.jaaf.or.jp/athlete/rule> (2013/1/13 参照)。

安井 裕司 グローバル化は足元からやってくる ～国際学で切り取る世界と社会～

2011年9月11日記事 『国籍は変えられるのか？(2)： スポーツ界の動向』

<http://www.quon.asia/yomimono/business/global/2011/09/11/2836.php> (2013/1/13 参照)。

Summary

Citizenship and Identity

—Study from the case of Athletes and Sports Players Who Have Acquired Citizenship of Another Country—

These days, a number of athletes and sports players who have acquired citizenship of another country are active in the Olympic Games and many other international meets such as world championships. Some of them are welcomed as if they are guests of state by the government and people in the country where they emigrated. On the other hand, some of them are terribly blamed by mass media and people in the country where they emigrated or the country where they were born. Here rises a question that which country do they think they are belong in terms of identity (actually in terms ethnicity).

The purpose of this thesis is making it clear that what confirms identity of athletes and sports player who have acquired citizenship of another country, by surveying social reaction to these athletes and sports player and words of themselves in interviews and autobiography.

謝辞

卒業論文の提出期限時刻が迫り、この謝辞さえも満足に書く時間がない事態になってしまったことを、本当に申し訳なく思っている。昨年度に一旦投げ出してからの再出発となった今年度の卒業論文執筆であるが、3年間もの間見捨てずにゼミに在籍させてくださり、卒業論文のみならず様々なことに関して手厚い指導と激励をくださった関根久雄教授に、心からの感謝を申し上げたい。その他、両親や大切な友人達への感謝の言葉は、改めて口頭で1人ひとりにお伝えしたい。関根久雄教授にも、改めて何度も頭を下げに行きたいというのは言うまでもない。つたない謝辞になってしまったことを反省しつつ、数々の謝意を後日改めて言葉にしたい。